

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 7 | 税の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桜井市は、税の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

税の滞納管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

桜井市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 税の滞納管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・各税、各料金等に関する徴収簿を管理し、滞納整理に係る事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、各税、各料金に関する税法、省令等の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①徴収に関する事務 徴収簿の作成 督促状(催告書)の発送 滞納者から徴収を促すための連絡、納税相談、訪問等 不納欠損対象の把握、決定</p> <p>②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 滞納者に関する実態調査 執行機関への滞納処分に係る通知等 換価に係る手続(公売等) 滞納処分の執行</p> |
| ③システムの名称 | 収滞納管理システム(口座システム、収納消込システム、OCR日計システム、滞納整理システム、汎用調定システム、口座収納システム) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 徴収・滞納整理関係情報ファイル・団体内統合宛名 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 27 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| | 桜井市役所税務課 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 請求先 | 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 桜井市役所税務課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111 |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|-------------------|--|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|-----------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |

| | | |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---------------------|--|------|----------------------------|
| 令和1年6月27日 | Ⅱ. 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成26年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | 重要な変更には該当しない |
| 令和1年6月27日 | Ⅱ. 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成26年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | 重要な変更には該当しない |
| 令和1年6月27日 | I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 税務課 | 桜井市役所税務課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 税務課 | 桜井市役所税務課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | Ⅳ リスク対策 | | 「リスク対策」に関する記載を追加 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更 |
| 令和2年3月31日 | Ⅱ.1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年1月1日 時点 | 事後 | 再実施による変更 |
| 令和2年3月31日 | Ⅱ.2.取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年1月1日 時点 | 事後 | 再実施による変更 |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第9条第7号 別表第二の27の項 | 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 27 | 事後 | 番号法の改正による変更 |